

令和2年度（2020年度）
港区教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価
（令和元年度分）

報 告 書

令和3年（2021年）1月

港 区 教 育 委 員 会

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

目 次

1	点検及び評価の実施目的	1
2	点検及び評価の視点	1
3	点検及び評価の実施方法	1
4	令和2年度点検及び評価実施概要	3
5	令和2年度点検及び評価対象事業	4
6	点検及び評価結果	
	事業1 心のケアの充実、学校の相談体制の強化	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性	5
	評価委員の意見	7
	事業2 きめ細かな指導の充実	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性	9
	評価委員の意見	11
	事業3 教員の負担軽減の推進	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性	13
	評価委員の意見	15
	事業4 教員の指導力向上	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性	17
	評価委員の意見	19
	事業5 学校支援地域本部事業（地域学校協働推進事業）	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性	21
	評価委員の意見	23
	事業6 地域スポーツ教室の開催	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性	25
	評価委員の意見	27

事業7	外国語資料の収集と提供	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性	29
	評価委員の意見	31
7	資料	
	資料Ⅰ 点検及び評価の経過	33
	資料Ⅱ 評価委員	33
	資料Ⅲ 実施要綱	34

1 点検及び評価の実施目的

点検及び評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、教育委員会が行う事務について執行状況の点検及び評価を行い、その結果を区民に公表することにより、区民への説明責任を果たすとともに、区民に信頼される教育行政を推進することを目的として実施する。

2 点検及び評価の視点

教育分野における事業においては、効果がすぐに目に見えて現れないものもあることから、中長期的な視点で重点的、先駆的に実施すべきテーマに特化した点検・評価を実施し、教育の質の向上に活用するものである。

3 点検及び評価の実施方法

(1) 点検及び評価の対象

「港区学校教育推進計画」「港区生涯学習推進計画」「港区スポーツ推進計画」「港区立図書館サービス推進計画」「港区子ども読書活動推進計画」（平成 30 年度～平成 32 年度）の各計画において掲げる、基本目標のもとに体系化された施策に基づき実施する事業を対象とし、前年度に実施した事業について点検及び評価を行う。

※令和 2 年度は、令和元年度（平成 31 年度）に実施した事業について点検及び評価を行う。

(2) 点検及び評価対象事業の決定方法

特徴的・先駆的である取組であることや昨今の社会情勢等を考慮しつつ、点検及び評価の対象としてふさわしい事業を評価委員の意見を踏まえ、教育委員会において決定する。

(3) 評価シートの作成

教育委員会で決定した点検及び評価対象事業（以下「評価対象事業」という。）について、評価シートを作成する。

教育委員会事務局による評価については、「成果」「有効性」「効率性」の視点から点検・評価し、評価の理由に加えて課題、問題点を記載する。

また、項目別評価基準については、事業内容を計画どおり実施している場合は評価 3 で評価する。事業内容が計画以上に成果を上げている場合、事業の取組が施策の推進に寄与（適合）し、計画達成に向けて有効な取組となっている場合及び適切な手法・手段により事業が実施され効率性が高い場合は、評価 4 又は 5 で評価するものとする。

(項目別評価基準) 5：極めて高い 4：高い 3：普通 2：低い 1：極めて低い

(総合評価基準)	拡充	事業内容（規模や範囲等）の拡大や充実の必要性があるもの
	継続	同様の事業内容で実施していくべきもの
	改善	事業内容（規模や範囲等）の変更により、事業を見直す必要性があるもの
	廃止	事業の必要性がないため廃止すべきもの

(4) 評価の実施

評価対象事業の評価シートをもとに評価委員からいただいた意見を踏まえ、評価対象事業に対する教育委員会の評価及び今後の取組の方向性を示す。

評価委員から評価及び意見を受けるに当たっては、評価委員に対して事業の内容を説明する。

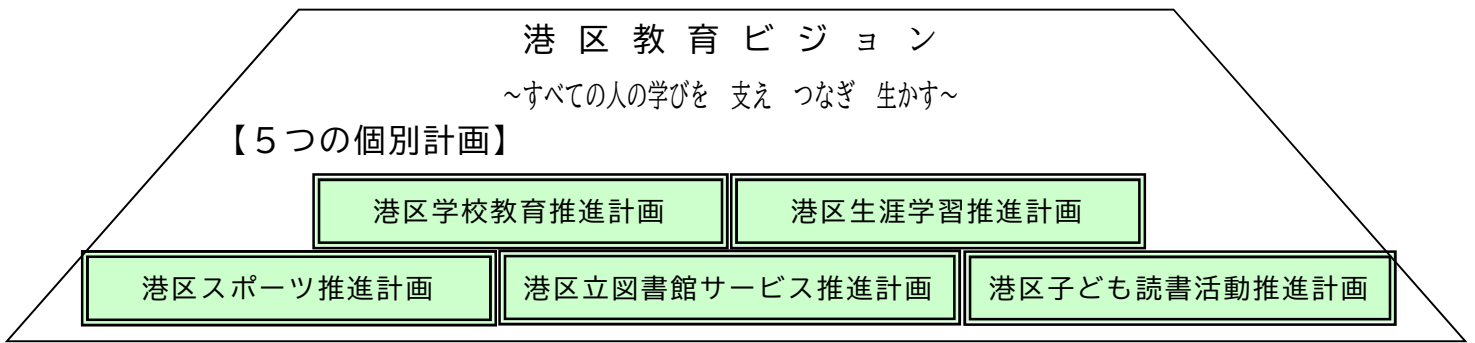
(5) 報告及び公表

点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を港区議会へ報告するとともに、区民に公表する。

(6) 事後点検による評価の活用

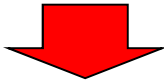
前年度の報告書でまとめた今後の取組の方向性について、取組状況の確認を行い報告する。

令和2年度点検及び評価実施概要



① 評価対象事業の決定

特徴的・先駆的である取組であることや昨今の社会情勢等を考慮しつつ、評価対象としてふさわしい事業を評価委員の意見を踏まえ、教育委員会において決定する。



② 評価シートの作成

教育委員会で決定した評価対象事業について、評価シートを作成する。



③ 評価シートをもとに評価委員による評価



④ 評価委員と教育委員との意見交換



⑤ 教育委員会による評価及び今後の取組の方向性を決定



⑥ 今後の取組の方向性に対する取組状況の確認・報告

令和2年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価対象事業

	計画名	施策名	対象事業名	この施策（対象事業）を選んだ理由	担当課
1	学校教育推進計画	豊かな心の育成	心のケアの充実 学校の相談体制の強化	選定の視点：今日的な事業 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時休業により児童・生徒がストレスや不安、悩みを抱えており、不登校児童・生徒の増加が予想されることから、児童・生徒の心のケアをより充実させるとともに、教育相談体制を更に強化していく必要があるため。	教育指導担当
2	学校教育推進計画	確かな学力の育成	きめ細かな指導の充実	選定の視点：今日的な事業 個々の生徒に応じたきめ細かな指導を図るため、算数を中心としていたコース別指導について、各学校の課題に応じて、様々な学年や教科において講師を弾力的に活用できるよう拡充しました。 今後も継続的・重点的に取り組むべき事業として取組の効果を総合的に検証する必要があるため。	教育指導担当
3	学校教育推進計画	学校の教育力の向上	教員の負担軽減の推進 教員の指導力向上	選定の視点：今日的な事業 平成31年3月に策定した「港区教職員の働き方改革実施計画」が令和2年度に計画最終年度を迎えることにあわせ、今後も継続的・重点的に取り組むべき事業として取組の効果を総合的に検証する必要があります。 一方、新たな学校教育推進計画の策定に当たり実施した保護者アンケートの結果では教員の質向上への期待が極めて強く、今後は、教員の負担軽減とあわせて事業の方向性を精査する必要があるため。	教育人事企画課
4	生涯学習推進計画	多様な学習資源の活用	学校支援地域本部事業 ※「学校支援地域本部事業」は、令和元年度から「地域学校協働活動推進事業」に名称を変更	選定の視点：今日的な事業 地域学校協働本部に配置されている地域コーディネーターは、職場訪問・職場体験に協力を得られる企業やNPOの情報を学校に提供するとともに、授業の補助や環境整備、行事の手伝い等の学校支援活動も行っています。 今後は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う新たな学校のニーズに沿った支援が行えるよう、地域学校協働本部の設置校を拡大し、地域と学校が連携・協働した取組を進めていく必要があるため。	生涯学習 スポーツ振興課
5	スポーツ推進計画	スポーツ活動に親しむきっかけづくり	地域スポーツ教室の開催	選定の視点：今日的な事業 地域スポーツ教室は、地域の人々が様々なスポーツをするきっかけの場を提供するため、学校施設等を会場に港区スポーツ推進委員が実施しています。 新型コロナウイルス感染症の影響により、参集による多人数でのスポーツ活動の実施が困難な状況にあることから、今後、オンラインを活用した教室の開催など新たな手法を検討する必要があるため。	生涯学習 スポーツ振興課
6	図書館サービス推進計画	地域特性や利用者動向に応じた資料の充実	外国語資料の収集と提供	選定の視点：特徴的な事業 外国人が多い地域特性を踏まえ、外国語資料の収集を充実させています。 令和2年度から小学校5・6年生で英語が教科化されることや東京2020オリンピック・パラリンピックの開催で英語に触れる機会が増加することを踏まえ、資料の提供のみではなく、英語の学習方法の紹介など収集した外国語資料を有効活用する特色ある取組を充実させる必要があるため。	図書文化財課
7	子ども読書活動推進計画	区の特徴を生かした取組の推進	外国語資料の充実		図書文化財課

計上計画等種別	年度版			
港区基本計画	30～32	182		
港区学校教育推進計画	30～32	47	48	
港区の教育	R2	47	48	49

事業名	心のケアの充実、学校の相談体制の強化			
評価対象事業年度	令和元年度（平成31年度）	事業開始年度	平成17年度	
所属	教育委員会事務局学校教育部教育指導担当			

事業概要	
事業の目的	将来の夢や希望をもって、前向きに生きていこうとする子どもを育成します。また、学校生活や家庭生活等において悩みがあるときに相談しやすい環境を整えます。
事業の対象	港区立小・中学校に在籍する児童・生徒
事業の内容 (進捗状況)	<p>子どもたちの悩みや不安などの解消やいじめの早期発見・未然防止、不登校傾向の児童・生徒への支援体制の整備のために必要な心理的支援を行い、区立小・中学校における学校教育相談体制の充実を図ります。</p> <p>1 スクールカウンセラー活用事業 (1) 子どもたちや保護者の悩みや不安の解消のため、幼稚園、小学校、中学校でのスクールカウンセラーによる教育相談を実施しています。 (2) 児童・生徒とスクールカウンセラーとの心理的なつながりをつくり、児童・生徒がスクールカウンセラーに相談しやすい環境を整備することにより、問題行動等の未然防止や早期対応を図ることを目的に、小学校4、5年生、中学校1、2年生を対象として、スクールカウンセラーによる全員面接を実施しています。 (3) 不登校児童・生徒の不安や悩みに寄り添うとともに、規則正しい生活習慣の確立や学校復帰を目指して、適応指導教室「つばき教室」に専属のカウンセラーを配置しています。</p> <p>2 スクールソーシャルワーカー活用事業 (1) 教育及び社会福祉に関する専門的な知識・技術を用いて、関係機関との連携を促進する等の支援を行う教育相談体制の充実を図ることを目的として、派遣を希望する家庭に対してスクールソーシャルワーカーを派遣しています。</p> <p>3 教育相談事業 (1) 港区立教育センターでの教育相談や電話相談により、家庭を支援する相談体制を充実させています。</p>
根拠法令等	学校教育法施行規則第56条、東京都公立学校スクールカウンセラー設置要綱

事業実績	
実績・成果 (数値も記入)	<p>1 令和元年度 スクールカウンセラー延べ配置日数 814日(小学校18校、中学校10校) 【全員面接相談内容の傾向】対象：小学校4、5年生、中学校1、2年生 友人関係トラブル 35% 塾や習い事に対する不満(多忙、寝不足) 21% 家庭への不満 14% 学習関係 14%</p> <p>2 令和元年度 スクールソーシャルワーカー派遣件数 572件(30分を1件とする) 【支援状況】小学校 8/18校、中学校6/10校 【児童生徒の抱える問題と支援状況】 不登校 12件(解消1件、支援中であるが状況が好転2件、支援中9件) 虐待、貧困を除く家庭環境の問題 4件(支援中4件)</p> <p>3 令和元年度教育相談 件数 【来所教育相談】225件 延べ3394回 【電話教育相談】200件</p>

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
平成30年度	37,161	37,161					82		37,243	36,404	97.75%
令和元年度 (平成31年度)	39,474	39,474					583		40,057	39,561	98.76%
令和2年度 (平成32年度)	40,840	40,840					-	-	-	-	-
事業費から見た 事業の状況	<p>現在、予算の範囲内で各学校の実態に応じてスクールカウンセラーを配置しています。限られた予算の中で効果的なスクールカウンセラーの活用ができるように、増加する児童・生徒数に対応した配置の工夫が求められています。</p> <p>また、不登校や家庭の問題が長期化していることから、スクールソーシャルワーカーが直接的かつ即効性の高い支援を行い、児童・生徒の抱える問題の解決に当たる必要があります。</p>										

所管課による項目別自己評価		
項目	評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	4	児童・生徒を取り巻く環境が多様化する中で、児童・生徒とその保護者における不安や悩みも複雑化してきていることから、悩みや不安を解消するために様々な機会や手法を活用した相談体制の充実を図り、児童・生徒が将来の夢や希望をもつことができるようにすることが重要です。
事業の効果性	4	区では、児童・生徒が不安や悩みを抱えた際に、すぐにスクールカウンセラーに相談することができる環境が整備されていることから、児童・生徒のいじめや不登校の発生率は、全国平均を概ね下回っており、前向きに生きる児童・生徒を育成することができます。そのため、事業の効果性は高いといえます。
手法の効率性	4	現状のシステムにおいても児童・生徒の心に寄り添った支援を行うことが概ねできています。さらに児童・生徒の実態に合わせたきめ細かな支援を一層展開することで、事業の効率性を一層上げるとともに、多様化かつ複雑化している児童・生徒が抱えるストレスや不安、悩みに柔軟に対応し、心のケアをさらに充実させることができます。
区が実施する妥当性	4	児童・生徒の生活は、学校及び家庭が中心です。区が主体となって学校及び家庭の相談体制を整えることで、児童・生徒が安心して相談することができるようになると考えられます。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが学級担任や養護教諭と連携することにより、児童・生徒の心のケアを充実させることができます。
事業継続の必要性	4	子どもを取り巻く環境が多様化している中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、これまで以上に児童・生徒が抱えるストレスや不安、悩みは複雑化することが考えられます。児童・生徒の心のケアを一層充実させ、将来の夢や希望をもって前向きに生きる児童・生徒を育成するためにも、事業継続の必要性は高いです。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価	
一次評価 (所管課による自己評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	現在、スクールカウンセラーが児童・生徒の実態に応じた適切な関わりをするとともに、児童・生徒が相談しやすい環境を整えていることにより、心のケアを充実させることができています。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を含め、児童・生徒を取り巻く環境が大きく変化し児童・生徒が抱えるストレスや不安、悩みも多様化かつ複雑化していることや、長期化する不登校や家庭の問題に対して、直接的かつ即効性のある支援を講じることに課題があります。 児童・生徒を取り巻く環境が大きく変化し、児童・生徒が抱えるストレスや不安等が複雑化することが考えられることから、児童・生徒の心のケアを一層充実させ将来の夢や希望をもって前向きに生きる児童・生徒を育成するために本事業は継続する必要があります。
二次評価 (教育委員会による評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、人との関わり方や体験的な活動等に制約がある中、多くの児童・生徒が学習についていけるかという焦りや、自分も感染するのではないかという恐れなど、通常とは異なる様々な不安や戸惑いを抱えていることが予想されることから、速やかに支援を講じる必要があります。 1人に1台配備したタブレット端末を有効に活用するとともに、学校外においても児童・生徒が悩みや不安を抱えたときに相談することができるよう、今後、オンラインでの教育相談に取り組む必要があります。また、その利用方法について児童・生徒に周知する必要があります。

(総合評価基準)

拡充: 事業内容(規模や範囲等)の拡大や充実の必要性があるもの

継続: 同様の事業内容で実施していくべきもの

改善: 事業内容(規模や範囲等)の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止: 事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、児童・生徒が抱える不安や悩みが多様化かつ複雑化していることから、スクールカウンセラーが児童・生徒一人ひとりに向き合うための相談時間を確実に確保します。児童・生徒がじっくりとスクールカウンセラーに相談することができる環境を整えるために、スクールカウンセラーの配置日数の見直しを行い、児童・生徒数に応じた配置日数とします。 ○引き続き、教育委員会が各小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒が不安や悩みを抱えたときに、いつでも対面で相談することができる環境を整えます。さらに、1人1台配備するタブレット端末を活用したオンラインによる相談体制を整えます。オンラインでの教育相談の利用時間や申込方法等については、校長会と連携を図りながら、今年度内に児童・生徒及び保護者に周知いたします。 ○長期化する不登校や家庭の問題について、状況の好転を図るために、スクールソーシャルワーカーの地域リーダー制を取り入れ、地域の実態を踏まえて多面的にケースを捉えるとともに、同一のスクールソーシャルワーカーが継続的にケースに関わることにより、児童・生徒に対する支援を充実させます。 ○教育指導担当、教育相談、適応指導教室(つばき教室)が連携し、児童・生徒の支援状況や支援方針を共有することにより、一層効果的な支援を行うとともに、教育センターの相談センター的機能の強化を図ります。

「心のケアの充実、学校の相談体制の強化」に関する意見

評価委員名：森嶋 昭伸

- ・スクールカウンセラー(S C)、スクールソーシャルワーカー(S S W)の配置とその活用が進み、相談活動の拡充が図られ相談件数も増加するなど、事業実績が上がっていることは評価できます。また、港区立教育センターでの教育相談や電話相談の充実も有効であると評価します。
- ・本事業では児童生徒や保護者への個別対応とともに、S CやS S Wの配置が「学校全体の相談力」のアップにつなげることが重要です。そうした観点から、学級担任や養護教諭との連携に留意されていることは適切と考えます。
全国の問題行動・不登校などの発生要因として、学校全体や学年内・学年間の連携協力、外部機関等との連携の不十分さがあげられることが多々あります。その点から、学校の相談力や教育力、相談体制の不断の見直しが大切であり、それに向けたS C・S S Wの活用、教育センターの機能の充実をさらに進めてほしいと考えます。

評価委員名：渋谷 恵

- ・港区においては、スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣、教育相談事業等により、児童・生徒とその保護者を支援する体制が作られています。新型コロナウイルス感染症が拡大し、児童・生徒の学習・生活環境が大きく変化する状況のなか、悩みや不安を抱える児童・生徒の心のケア、保護者を含めた総合的な支援は大きな課題です。事業の継続と、より一層の充実が必要と考えます。
- ・児童・生徒の心のケア、課題の解決のためには、学校だけではなく関連機関との連携がますます重要になると思います。スクールカウンセラーとソーシャルワーカーの連携、ソーシャルワーカーの活用の促進等を通して、地域や専門機関との連携がさらに進むことを願います。
- ・スクールカウンセラーの資質能力の継続的な向上のため、研修の充実、スーパーバイザーの活用、スーパービジョンの実施等も検討できると考えます。
- ・感染症対応として対面での活動に困難があるなか、オンラインによる面談、オンラインによる研修や相互連携の充実等、ICT活用による相談体制の促進も今後の重要な展開と考えます。

評価委員名：末松 裕基

- ・本事業を通じて、対子どもや保護者との関係が充実したものとなっていることがわかり、直接的かつ即効性のある支援が講じられている点が評価できる。
- ・また、学級担任をはじめ教員と、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連絡体制や課題共有についても連携が図られている点が評価できる。
- ・より持続可能な支援体制に向けて、今後のさらなる改善点や検討点を確認しながら少しずつ取り組みを深めてほしい。

評価委員名：葉養 正明

- ①事業の内容で、1のスクールカウンセラー活用事業の(2)の記述で、小学校4,5年生が対象になるという箇所がありますが、なぜ「6年生」は除外されるのか説明があった方が良い感じがします。
- ②SSW活用事業で、「派遣を希望する家庭に対し」とありますが、児童虐待などの事例を見ると、「派遣を希望しない家庭」への対応が重要な感じがしますが、この点についてはどのようにお考えなのか、2は(1)しかありませんので、新規に(2)をおこし書き加えても良い感じがします。
- ③SSW派遣件数を見ると572件(1件30分)になっていますが、支援を受けた小中学校数は合計14校で1校平均年20時間になります。20時間という数字は十分と言えるのか、今後の改善についてきちんと評価されることも必要ではないでしょうか？
- ④以前の評価委員会で意見が出ていましたが、一次評価はすべて「継続」になっています。しかし、「総合評価基準」の中身を見ますと、「継続」は、「同様の事業内容で実施していくべきもの」となっています。いじめや不登校の発生率が全国平均よりも概ね低いことをもって、これまでの事業の継続でよいという、という判断であれば、消極的な感じがするのですが。

計上計画等種別	年度版			
港区基本計画	30～32	182		
港区学校教育推進計画	30～32	49	50	
港区の教育	R2	51		

事業名	きめ細かな指導の充実			
評価対象事業年度	令和元年度（平成31年度）	事業開始年度	平成16年度	
所属	教育委員会事務局学校教育部教育指導担当			

事業概要	
事業の目的	基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、学力・学習意欲の向上を図るとともに、個に応じた教育を推進するために実施します。
事業の対象	港区立小・中学校
事業の内容（進捗状況）	<p>区費採用の講師としてゼネラルサポートティーチャー（以下、GST）を配置し、児童生徒の学力・学習意欲の向上を図るとともに個に応じた教育を推進しています。</p> <p>1 通常の学級における支援</p> <p>(1) 小学校第1学年を対象とした少人数指導講師の配置 港区立小学校第1学年において1学級の児童数が20人を超える学級に、基礎学力の定着や小1プロブレムの解消を図ることを目的とする少人数指導講師を置いています。</p> <p>(2) 小学校を対象としたコース別指導講師の配置 港区立小学校に学力向上等を目的としたコース別指導講師を置いています。</p> <p>①小学校教科担任制の実施を目的とする講師 ②習熟度別指導等の少人数指導を目的とする講師 ③学級の学力に関わる課題を解決することを目的とする講師</p> <p>(3) 中学校を対象とした教育課程特例授業担当講師の配置 港区立中学校に教育課程特例の授業の実施を目的とする講師を置いています。</p> <p>(4) 教員マイスター負担軽減のための講師の配置 港区教員マイスターが、マイスターとして求められる業務を履行するための負担軽減を目的とする講師を置いています。</p> <p>2 国際社会に対応する教育への支援 港区独自の施策である「イングリッシュサポートコース」（以下、ESC）（南山小学校・東町小学校）や「ネイティブコース」（六本木中学校）の運用を目的とする講師を教育委員会が必要と認めた場合に置いています。</p>
根拠法令等	少人数指導講師事業に関する要綱

実績・成果（数値も記入）	<p>1(1)(2)(4)…小学校18校に延べ92名を配置し、1週間当たりの総配当時間数は1506時間でした。多くの小学校では算数の少人数指導でコース別指導講師を活用し、児童の学力の伸長を図ることができています。令和元年度全国学力・学習状況調査の算数では、全国平均が66ポイント（以下、Pt）、東京都平均が70Ptだったのに対し、港区は平均76Ptと大きく上回っています。</p> <p>1(3)(4)…中学校8校に英語科国際の指導者として延べ9名を配置し、1週間当たりの総配当時間数は80時間でした。中学校では英語科国際担当として専門性のある講師を配置し、生徒の英語力を高めています。令和元年度全国学力・学習状況調査の英語では、全国平均が56Pt、東京都平均が59Ptだったのに対し、港区平均は65Ptと大きく上回っています。</p> <p>2…ESC運用講師を配置し、英語を用いた教科指導を通して外国籍児童の英語力の保持等を図りました。児童意識調査では「学習内容の理解が深まった」との回答が8割を超えました。六本木中学校はネイティブコース担当講師を配置しレベルの高い授業を実施しました。生徒意識調査では「多様な表現を覚え英語でのやりとりに自信がついた」との回答が8割を超えました。</p>
--------------	--

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
平成30年度	158,337	158,337							158,337	150,290	94.92%
令和元年度 (平成31年度)	158,337	158,337					-61	-9,700	148,576	146,176	98.38%
令和2年度 (平成32年度)	257,510	257,510					-	-	-	-	-
事業費から見た事業の状況	<p>現在、予算の範囲内で各学校の実態に応じてGSTを配置しています。限られた予算の中で効果的な講師の配置ができるように、講師の資質向上を図ることや各学校の効果を検証していく必要があります。今後も時代のニーズに応じた教育を推進するために、GSTの効果的な活用について研究を継続していきます。令和2年度は、会計年度任用職員としてGSTを任用していることから、令和元年度までと比較して制度の関係で待遇が変わり、予算が増額しています。</p>										

所管課による項目別自己評価		
項目	評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	4	児童・生徒一人ひとりの個性を生かした「徳」「知」「体」を育む学校教育を推進することは区の重要政策の一つです。個に応じたきめ細かな指導を通して、児童・生徒の学力伸長を目指す本事業の目的の適合性は高いと考えられます。
事業の効果性	4	小学校では算数、中学校では英語科国際を中心として各学校の課題に応じて様々な学年や教科において講師を弾力的に活用しています。各学校からの需要が高い事業であり、全国学力・学習状況調査の小学校算数や中学校英語科において、全国や東京都の平均値を大きく上回る結果が見られたことから、本事業の効果が認められます。
手法の効率性	4	経費負担は妥当かつ効率的です。各学校のニーズに応じて、区に登録している講師情報をもとに、講師のこれまでの指導実績や専門性を考慮して配置していることから、効率性が高いと考えられます。
区が実施する妥当性	4	区立小中学校に通う児童・生徒の確かな学力の定着を目指し、きめ細かな指導を実現するためには、区が主体となって、各学校からの要望にそって専門性の高い講師を配置していくことが望まれます。
事業継続の必要性	4	個々の児童・生徒に応じたきめ細かな指導への区民の需要が高いことや、本事業の成果として算数や英語等において児童・生徒への学力定着が見られること、各学校からGST配置の要望が多いことなどから、今後も事業を継続していくことが必要です。継続に際し、講師の配置期間を設定し、事業効果の検証を行っていくことが課題です。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価	
一次評価 (所管課による自己評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	<p>各学校の課題に合わせて、様々な学年や教科でGSTを活用した少人数指導や習熟度別学習を実施することで、個々の児童・生徒に応じたきめ細かな指導を図ることができています。</p> <p>一方で「指導と評価の一体化」や「児童・生徒の習熟度の二極化」など、確かな学力育成にかかわる課題は多様化しており、今後も、各学校の課題に即した専門性の高い講師の配置が求められていることから、本事業は継続する必要があります。</p> <p>事業継続に際し、校長が自校の学校経営方針をもとに講師活用のマネジメントを図り、GSTの質を担保するとともに、GSTの配置期間を設定し、事業効果の検証を行ってまいります。</p>
二次評価 (教育委員会による評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	<p>現在、各学校では、児童・生徒の個に応じたきめ細かな指導の充実に向け、指導方法・指導体制の工夫・改善に取り組んでいます。</p> <p>このことから、各学校の課題に合わせて様々な学年や教科の指導を行うGSTを配置して、児童・生徒の学力の向上を図り、一人ひとりの個性を伸ばす教育を引き続き推進する必要があるため、本事業の継続は必要です。</p> <p>今後は、GSTの配置期間を設定して、GSTを活用した少人数指導や習熟度別学習を実施することで各学校の課題解決が図られているか等、事業の効果検証を行っていく必要があります。</p>

(総合評価基準)

拡充：事業内容（規模や範囲等）の拡大や充実の必要性があるもの

継続：同様の事業内容で実施していくべきもの

改善：事業内容（規模や範囲等）の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止：事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性
<p>【一人ひとりの個性を伸ばす教育の推進にむけて】</p> <p>○引き続き、小学校は、1学年の学級を対象とした少人数指導講師と学力向上等を目的としたコース別指導講師を配置し、中学校は、教育課程特例である英語科国際の授業実施を目的とする講師を配置します。</p> <p>○GSTを対象とした「区費講師レベルアップ研修」を年2回程度実施します。少人数指導の在り方や子どもの意欲を高めるための指導法などについて研修を行い、講師の指導力向上を図っていきます。</p> <p>○一層効果的な指導を行っていくために、各学校の課題に特化した講師の配置を行います。</p> <p>【事業の効果検証にむけて】</p> <p>○各学校ごとの課題に応じて配置をしたGSTについて、目標に基づいて1年または2年程度の配置期間設定し、GSTの有効活用や配置の効果等について検証を行います。さらに、検証結果をもとに、より効率のよい講師配置を検討していきます。</p>

「きめ細かな指導の充実」に関する意見

評価委員名：森嶋 昭伸

- ・児童生徒の意識調査や全国学力・学習状況調査の結果からみて、本事業の成果があがっていることが分かります。また、所管課の一次評価で、「児童・生徒の習熟度の二極化」への対応と学校としての「G S Tの質の担保」を今後の課題としてあげているなど、課題意識も明確であり本事業のさらなる推進が期待できます。
- ・なお、現在のコロナ禍における教育環境の変化やI C T教育の進展を考えると、学力・学習状況における二極化がより顕著になることも予想されます。その点から、児童生徒の学習意欲や学習習慣への目配り、I C T教育にかかわる学校(G S Tも含め)としてのきめ細かな指導など、教員の指導力の向上が求められると考えます。

評価委員名：渋谷 恵

- ・全ての子どもたちが基礎的な知識と技能を身に付け、それぞれの可能性を伸ばして成長していくためには、一人ひとりの個性や状況に応じた指導が求められます。港区においては、区費採用のゼネラルサポートティーチャーの配置等により充実した少人数指導体制がとられています。
- ・「イングリッシュサポートコース」「ネイティブコース」の設置は、外国籍児童・生徒の教育ニーズへの対応、特性の伸長という観点から、港区の特色ある事業として高く評価できます。日本語指導を必要とする児童・生徒の支援も課題です。今後の展開のために、教育ニーズの把握、事業評価等を引き続きお願いします。
- ・基礎的・基本的な知識・技能の習得には、たとえば繰り返しの学習指導等、一人一人の習熟の度合いに応じた指導が必要となります。個に応じた問題作成、指導の記録や共有、習熟度合いの継続的な把握等において、I C Tの活用も進められていることと思います。教員の専門性に基づいた効果的なI C Tの活用を期待しています。

評価委員名：末松 裕基

- ・「児童・生徒の習熟度の二極化」について、学習指導によって解決しやすい部分と、そうではない部分に分けて、その要因分析がさらに求められる。
- ・また、特に、学習意欲の問題について、学力の得点だけでなく、かりに得点の高い子であっても、自信や能動性、やりがいや充実感などについても評価し、学習のその達成度を量的側面に加えて、より高い質に向けて、指導を充実させていくことが重要になると思われる。

評価委員名：葉養 正明

- ①「きめ細かな指導の充実」についての区民ニーズは極めて強いことに対応し、他自治体に比するとかなり充実した事業を進めている。事業内容の1の(1)に見られるように、小1では児童数20名を超える学級に少人数指導講師を配置しているなどは、先駆的である。
- ②一次評価の赤字修正箇所については、校長の経営方針をもとにした講師活用のマネジメントに触れており、各学校の創意工夫を生かそうとする点で大切なことだと思う。
- ③この評価は昨年度対象であるので、新型コロナウイルス感染症下での事業評価は来年度が中心だが、世界の4億人以上の子どもが学校閉鎖(school closure)に直面しているとされ、就学できない子どもの学力等への影響についての調査が実施されている。その過程で浮き上がっているのは、学力下位の子どもや家庭や地域環境等が十分ではない子どもには、学力等の負の影響が強く及んでいる、という調査研究の結果である。世界銀行やUNESCO等の報告書など。その点で、「きめ細かな指導の充実」については、その在り方を見直すことも検討するなどの積極的記述があっても良いものだと思う。

計上計画等種別	年度版			
港区基本計画	30～32	189		
港区学校教育推進計画	30～32	69		
港区の教育	R2	88		

事業名	教員の負担軽減の推進			
評価対象事業年度	令和元年度（平成31年度）	事業開始年度	平成30年度	
所属	教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課			

事業概要	
事業の目的	校務の積極的な見直し等、教員の負担を軽減することにより、教員が子どもと向き合う時間を確保し、教員の指導力が向上することで子どもたちの学びの充実を図ります。
事業の対象	区立幼稚園・小中学校の全教職員
事業の内容（進捗状況）	<p>(1)校務支援システムの活用等による校務の効率化 平成27年度に導入された校務支援システムのメールや掲示板の機能を活用し、会議の精選を図るとともに、成績処理において、毎学期作成する通知表と毎年度作成する指導要録をリンクさせ、効率化を図っています。</p> <p>(2)留守番電話の導入 平成30年度に留守番電話が導入され、保護者からの不急で軽微な問い合わせに対応する時間が削減され、教材研究等の時間が十分に確保され、教員の指導力向上につながっています。</p> <p>(3)出退勤管理システムの導入 令和元年度から出勤簿がシステム化されたことにより、その管理をしていた副園長・副校長の事務負担（集計の作業等）が軽減されました。また、勤務状況が数値化されることにより、教員自身が、自分の働き方について考える機会となり、働き方改革につながっています。</p> <p>(4)部活動指導員の活用 平成30年度から試合の引率ができる部活動指導員の配置が可能になり、各中学校に配置しています。（中学校10校、白金小、南山小）</p> <p>(5)学校法律相談の実施 平成19年度から開始され、幼稚園・小中学校で問題が発生した場合、園長・校長が港法曹会の担当弁護士に相談し、法的な見解や対応方法について指導・助言を受けています。</p> <p>(6)学校施設開放事業の改善 平成30年度から本業務を委託化し、令和元年度末時点で9校に導入し、使用申請、問合せによる学校側の予約・調整等の対応がなくなり、主に副校長の負担軽減につながっています。</p>
根拠法令等	人事院規則15-14 労働安全衛生法第66条

事業実績	
実績・成果（数値も記入）	<p>(1)校務支援システム改修校数：全28校のシステムを改修（令和元年度）</p> <p>(2)留守番電話の導入校（園）数：全40校園に設置（平成30年度）</p> <p>(3)出退勤管理システム運用開始校数：全28校に設置（令和元年度）</p> <p>(4)部活動指導員の活用：全中学校導入53名配置（令和元年度）、40名（平成30年度）</p> <p>(5)学校法律相談の実施：相談回数94回（令和元年度）、71回（平成30年度）</p> <p>(6)学校施設開放事業の改善：委託校9校（令和元年度）、4校（平成30年度）</p>

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
平成30年度	236,211	211,211	0	25,000	0	0	-246	-77,114	158,851	148,366	93.40%
令和元年度 (平成31年度)	75,452	75,452	0	0	0	0	2,004	0	77,456	74,022	95.57%
令和2年度 (平成32年度)	85,000	85,000	0	0	0	0	-	-	-	-	-
事業費から見た事業の状況	<p>教職員の負担を軽減するために、事務局各課において事業を推進しています。平成30年度、令和元年度については、予算執行率も高く、事業の充実を図ることができました。令和2年度で「港区教職員の働き方改革実施計画」が終了するため、令和3年度以降は、これまでの取組と成果を踏まえ、事業の必要性を精査した上で、予算要求・編成していきます。</p>										

所管課による項目別自己評価		
項目	評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	5	教員の長時間勤務が問題視され、国や東京都の動向を注視しながら、教員の働き方改革を推進していくことが重要です。また、GIGAスクール構想などICTの推進により、教員が指導力の向上と負担軽減を両立できるよう、教員のスキルに応じた実技研修の実施などICTを適切に活用する能力の向上も求められています。
事業の効果性	4	教員の働き方改革推進事業が効果を上げ、教員が子どもと向き合う時間が増え、教材研究の時間が確保できるようになってきています。結果として、教員の指導力が向上し、子どもたちの学力向上が図られています。
手法の効率性	4	各自治体で教員の働き方改革を推進している中で、より効率的な手法が確立されていくものと考えられます。常にアンテナを高く張りながら、港区そして各幼稚園・小中学校の実態に応じた手法を検討していきます。
区が実施する妥当性	4	東京都がスクールサポートスタッフ（担任の負担軽減）や学校経営支援員（副校長の負担軽減）、部活動指導員などの人的支援を行っていますが、届かない支援については、区が継続して行っていく必要があります。
事業継続の必要性	5	教員を志望する学生が減っている現状からも、さらに教員の働き方改革を継続的に推進し、この職の魅力をアピールすることで、優秀な人材が集まり、教育の質をレベルアップしていくことができます。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価	
一次評価 (所管課による自己評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	<p>これまで、校務支援システムの利用による業務効率化、留守番電話の導入等、教職員の負担軽減により、子どもたちと向き合う時間を創出するため、各事業を推進しています。併せて、平成30年度には、「港区教職員の働き方改革実施計画」を策定し、両輪で事業を推進しています。</p> <p>平成30年度と令和元年度の教職員の出勤記録を比較すると、週当たりの時間外労働時間数が縮減されています。(幼稚園：4時間、小学校：5時間、中学校：6時間)</p> <p>しかし、学校・園によって時間外労働時間数に差があるため、時間外労働時間数の少ない学校の取組事例を各校園に情報共有する等、引き続き教員の負担軽減を図る必要があります。</p>
二次評価 (教育委員会による評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	<p>校務支援システムの導入やスクールサポートスタッフの配置等により、教員の週当たり時間外労働時間数が縮減されています。引き続き、本事業の推進により教員の業務負担を軽減するとともに、生活指導や授業準備などの本来業務に集中できる環境を整備するために本事業は必要です。ICTの活用や人的支援はもとより、気軽に相談できる雰囲気づくり等の充実も図る必要があると考えます。</p>

(総合評価基準)

拡充：事業内容（規模や範囲等）の拡大や充実の必要性があるもの

継続：同様の事業内容で実施していくべきもの

改善：事業内容（規模や範囲等）の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止：事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性
<p>引き続き、教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、教員の指導力向上を図るために、本事業を継続します。物的・人的支援はもとより、教員の心理的負担を軽減するため、区が実施している「心の健康相談」事業や都のメンタル事業の更なる周知・啓発を図ります。また、以下のような取組も推進してまいります。</p> <p>○リモートワークを活用できるよう実施体制を整備します。</p> <p>○保護者から徴収する給食費を区の歳入とし、区の予算から支出する公会計化を行い、各学校の教職員が担っている給食費の徴収・管理に関する事務を教育委員会事務局の職員が担うことで教職員の負担軽減を図ります。</p> <p>○保護者や地域住民が学校運営に参画することにより、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進することで、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みを構築し、質の高い学校教育の実現を図るために、学校運営協議会の推進を図ります。</p> <p>○担任の事務をサポートする「スクール・サポート・スタッフ」や副校長の業務負担軽減のため直接補佐する会計年度任用職員、部活動指導員など人材確保に引き続き取り組みます。</p>

「教員の負担軽減の推進」に関する意見

評価委員名：森嶋 昭伸

- ・校務支援システムの整備が進み、教職員の週当たりの時間外労働時間数が縮減されるとともに、教員の指導力の向上が図られているということであり、事業内容・事業実績ともに評価します。今後も、教職員の負担軽減を着実に進めていってほしいと考えます。
- ・他方、現在のコロナ禍の状況の中で、教職員の負担も新たな面（健康・感染予防指導、学習指導や生活指導、保護者との連絡等）で増加していると思われます。そうした状況の変化を把握し、改善に向けた新たな施策等の取組（例えば、学校支援地域本部との一層の連携、学校間の連携・協力、学校における休業日や長期休業期間の活用など）についても、今後検討してほしいと考えます。

評価委員名：渋谷 恵

- ・教員が自らの専門性を生かし、児童生徒の教育に取り組むことができるよう、教員の負担軽減のための取組みの一層の推進が望まれます。週当たりの時間外労働時間の縮減等、一定の成果が見られており、今後「港区教職員の働き方改革実施計画」と合わせ、引き続き事業の推進が必要な課題と考えます。
- ・校務支援システム、出退勤管理システム等、新たなシステムが導入され、効率化のための試みが推進されている点を高く評価します。これらのシステムがよりよく活用されるためには、学校での活用実態に基づくフィードバックと、フィードバックを踏まえたシステム改善が継続的に行われることが重要であると思います。様々な取組みの検証と改善が今後も継続的になされることを期待します。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、今年度は学校における教育活動はもちろん、事務管理面でも大きな対応を迫られたことと思います。そのなかで見直し、削減、縮小した活動については、今後の実施の有無、実施方法等、改めて検証する良い機会でもあると考えます。

評価委員名：末松 裕基

・教員の負担軽減により、子どもと向き合う時間の増加や教材研究の時間の確保、という点に加えて、そのほかにどのようなメリットがあったのかを確認してほしい。

・そのような検討から、ほかにどのような時間の充実が図られると教職員は仕事がしやすいのか、負担軽減と指導力の向上の両立、などがさらに検討できると思う（たとえば、校内に日常の職務について相談できる相手が増えた、ということなどについて）。

評価委員名：葉養 正明

①コロナとの関係で、学校再開のもとでの学校の中の生活様式や家庭で過ごす子どもへの手当は、令和2年度には大きな課題になると思います。今期の評価期間にも、働き方改革に関連してのさまざまな取組みを進められていると思いますが、そのような点について書き込みがなくてよいのか、という印象を持ちました。

②学校の中の防疫作業などは、教職員でなくてもできる領域だと思いますが、学校の業務全体の見直しはコロナ以前と違ってきてても良いように思います。その点の書き込みがやや弱い印象を受けるのですが。

③学校の業務全体の分担関係をどのように再編するかというのが、困難はあっても「教員の負担軽減の推進」上の核心ではないかと思います。日韓教育情報交流会に23日に参加したのですが、韓国の最優秀校（教員の負担軽減をめぐるコンクールで）などでは、「学校らしい学校にする」ことが大事で、行政に委ねる業務、学校外部に移行する業務（防疫関係）などの見直しを進めているということでした。

計上計画等種別	年度版			
港区基本計画	30～32	185		
港区学校教育推進計画	30～32	68		
港区の教育	R2	84	85	86

事業名	教員の指導力向上			
評価対象事業年度	令和元年度（平成31年度）	事業開始年度	平成28年度	
所属	教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課			

事業概要	
事業の目的	多様な教育課題に対する理解と認識を深め、課題の解決を図るとともに園長・校長をはじめとする全教員の資質・能力の向上を図ります。
事業の対象	区立幼稚園・小中学校の全教職員
事業の内容 (進捗状況)	<p>(1)研究パイロット校(園)・奨励校(園)の指定 研究パイロット校(園)は、港区教育委員会の諸施策推進の一環として、教育課題解決のための実践的な研究を先進的に行い、広く一般に研究成果を周知するとともに、港区における学校教育の質を高めます。研究奨励校(園)は、港区教育委員会の教育目標に基づき、自校の教育課題や現在の学校教育における教育課題の解決のモデルとなる研究を深め、広く研究成果を周知し、他の教育課題解決の参考とします。</p> <p>(2)区内教員で組織する教育研究会における調査研究の奨励 教育研究会への支援</p> <p>(3)学校運営に関する研修会の実施 職層に応じた研修会を実施し、教員の資質・向上を図ります。</p> <p>(4)教育課題研修の実施 人権教育、道徳教育、体罰防止等課題別の研修会を実施し、教員の指導力向上を図ります。</p> <p><学校での取組> 各幼稚園、各小中学校においてOJTを通して教員の指導力向上を図ります。「NPO法人みなと授業錬成アカデミー」が実施する研修会を支援します。</p>
根拠法令等	教育基本法第9条 教育公務員特例法第21条、22条

事業実績	
実績・成果 (数値も記入)	<p>(1)研究発表会数 パイロット校1校 奨励校(園)5校</p> <p>(2)学校運営に関する研修会実施回数 副校長研修会11回 主幹・主任教諭研修会2回 幼稚園主任教諭研修会1回 教務主任会4回 生活指導主任会8回 保健主任会2回 研究主任会2回 進路指導主任会3回</p> <p>(3)教育課題研修会実施回数 人権教育研修会2回 道徳教育推進教師連絡会1回 体罰防止研修会1回 組体操安全講習会1回 ICT実技研修会4回 特別支援教育担当者会5回 国際科担当者会8回 保幼小合同研修会1回 幼児教育研修会2回</p> <p>(4)教育指導の研修会 初任者研修会10回 2年次教員研修会3回 3年次教員研修会2回 中堅教諭等資質向上研修会8回</p>

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
平成30年度	7,720	7,720	0	0	0	0	0	0	7,720	6,817	88.30%
令和元年度 (平成31年度)	7,639	7,639	0	0	0	0	-370	0	7,269	6,524	89.75%
令和2年度 (平成32年度)	7,561	7,561	0	0	0	0	-	-	-	-	-
事業費から見た 事業の状況	研修時期が学校行事と重なること等で開催できない場合があります。これにより、執行残が発生している状況です。今後も、例年と同額の事業費を計上し、教職員の自己研鑽を支援し、より実践的で意欲的な授業が行えるよう、各研修会を開催します。										

所管課による項目別自己評価		
項目	評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	5	研究や研修会を推進することで、教員の資質向上、学校全体の教育活動の活性化を図ることができました。 各校（園）の研究発表会には、平均200名を超える教員が参加しました。
事業の効果性	4	研究発表会や各研修に参加した教員が研究の成果を自校の教育に生かし、教育の質的向上に寄与しています。 国や都、区が実施する学力調査では各教科とも国や都の平均点を上回っている成果が出ています。
手法の効率性	3	校内研究における報償費は小中一貫教育校等では、1校分もしくは1.5校分の予算で研究を進めるなど、コスト面での工夫を行い、より多くの研究機会を設けています。
区が実施する妥当性	5	教育の質的向上につながり、保護者、地域住民をはじめ区民の期待は高いです。本区あるいは各園・学校の教育課題を解決するための事業であるため、教育委員会が主体となって事業を実施する必要があります。
事業継続の必要性	5	「教育の港区」を実践するにあたり、教職員の資質向上は必要不可欠です。また、子どもの数の増加やそれに伴う教育課題等に各教職員が対応していくためにも、事業継続が必要です。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価	
一次評価 (所管課による自己評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	教職員の資質向上への支援は、区として重要な役割であり、高いレベルでの教育活動を維持・向上していく必要があります。併せて、新学習指導要領の完全実施により、港区の教員一人ひとりが、児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善も求められます。実生活を含む様々な場で活用可能な資質・能力を身に付けることができるよう、全ての教員が授業改善に取り組み、学校全体でカリキュラム・マネジメントを進めてきました。 これらを踏まえ、今後も本事業を継続し、支援方法等について、より効果的になるよう見直していきます。
二次評価 (教育委員会による評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	教員の資質の向上は学校への信頼につながっています。これまでも職層に応じた研修を充実させていると思いますが、引き続き、中学校での新学習指導要領の全面実地・国のGIGAスクール構想等、現代的な課題に沿った各研修内容の充実が不可欠となります。教員の指導力向上はもとより、人間力を高め、教員としての資質向上を図っていくことが重要と考えます。

(総合評価基準)

拡充：事業内容（規模や範囲等）の拡大や充実の必要性があるもの

継続：同様の事業内容で実施していくべきもの

改善：事業内容（規模や範囲等）の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止：事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性
引き続き、多様な教育課題に対する理解と認識を深め、課題の解決を図るとともに全教職員の資質・能力向上を図るため、本事業を継続します。 ○本事業を継続実施し、今後も学校現場のニーズに合致させながら、経験年数や職層に応じて、全ての研修機会を教員としての力量形成の場と位置付け、資質の向上に努められるよう研修内容を充実させていきます。 ○研修内容が校内で確実に伝達されるよう、配布資料等の精選を図るなど、効率的な手法を探ってまいります。 ○また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響からオンラインによる研修を充実させ、教員の負担軽減を図るとともに、いつでもどこでも学ぶことができる等、教員の幅広いニーズに応えてまいります。

「教員の指導力向上」に関する意見

評価委員名：森嶋 昭伸

- ・本事業については、前出の【きめ細かな指導の充実】にあげられているように、全国学力・学習状況調査の結果の向上につながっており、また、幅広い研修への参加状況も良好であり、事業実績が上がっていると評価できます。
- ・他方、現在のコロナ禍の状況の中で、教員の指導力も新たな面（ICTを活用した指導力など）が求められており、事業内容の見直しが全国的に求められていると考えます。所管課の一次評価でも「手法の効率性」が「3」であり、また、事業の状況で「研修時期が学校行事と重なること等で開催できない場合があり」という認識からみて、今後はリモート研修や校内研修の推進、アカデミーでの合同研修の工夫など、新たな方策を検討してほしいと考えます。

評価委員名：渋谷 恵

- ・チーム学校として教育の質の向上に取り組む際には、教員が教育の専門家としての専門性を高めることが何より求められます。新学習指導要領の完全実施に伴い、児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善等、指導能力の向上のための取組みが課題となっています。また学校運営を含め、新たな課題に対応する研修も必須です。港区では、研究パイロット校（園）、奨励校（園）による実践研究の推進、学校運営に関する研修会、教育課題や教育指導に関する研究会が実施されており、研修体制は整っています。
- ・教員の指導力向上については、今後も事業の継続と充実が必要と考えます。研修の効果と効率性をより一層高めるために、研修の目的や実施方法の検討、ICTの活用等も検討できます。「主体的・対話的で深い学び」という観点は、教員の研修においても重要な視点となるのではないのでしょうか。研修にアクティブラーニングや反転学習の手法を取り入れる等研修方法の見直し、オンラインによる研修やサポートネットワークの構築、教員の負担削減の観点から実施回数や内容の精選等も想定できると思います。

評価委員名：末松 裕基

- ・個々の教員が研修で学んだ内容をどのように自校に還元できるか、そのための仕組みや効果検証のあり方がどのように整備・改善できるか、という点についてさらに検討をしてほしい。

評価委員名：葉養 正明

- ①次期の学校教育推進計画（6年計画）づくりの関係で、保護者等のアンケートが実施されましたが、「教員の質」は極めて高い支持を受けています。その点で、このテーマは、持続的に取り上げられて良いものだと思います（教育委員会の姿勢を示す意味でも）。
- ②ところで、先に発表された OECD の教員の質等に関する調査では、日本の教師の授業スキル等は世界トップ水準でした。日本の教師の教育技術の水準が高いことは、従前から語られていました。以前、PISA の順位が世界トップになったフィンランドについては、日本からも経済界を含め多数の方々がフィンランドの秘密を知るため同国を訪問しました。その結果よく聞かれた報告は、日本の教員の教育技術はフィンランドに決して遜色はない、ということでした。
にもかかわらず、今日でもたびたび「教育は人なり、教育の質は教師で決まる」という言葉が繰り返されます。何故でしょうか？
この問題を掘り下げることこそ、「教員の指導力向上」というテーマではコアというのが、私の思いです。
つまり、戦前の師範時代を思い起こさせるような教師の立ち居振る舞い（師範生について語られた「尊大」、「卑屈」などなど）が、教師の世界というのは一般社会とは異なった特殊社会という世間の見方を生んでいる点があることです。学校の常識は世間の非常識、という言葉は、教員養成のなかでも今でもよく出てきますが、それが現在も歴然と残存する、と言う点をどう考えるかと言うことが重要ではないかと思います。その点で、所管課による評価項目の「手法の効率性」が3になっているのは、勇気ある判断だと思います。

計上計画等種別	年度版			
港区基本計画	30～32	190		
港区生涯学習推進計画	30～32	52		
港区の教育	R2	113		

事業名	学校支援地域本部事業（地域学校協働活動推進事業）			
評価対象事業年度	令和元年度（平成31年度）	事業開始年度	平成26年度	
所属	教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課			

事業概要	
事業の目的	地域と学校が一体となって子どもたちの学びや成長を支えるため、様々な知識や経験のある地域の人々と学校とが連携・協働し、各校のニーズに沿った活動ができる体制を構築します。
事業の対象	区内幼稚園及び区立小・中学校
事業の内容（進捗状況）	<p>(1)平成26年度から地域学校協働活動推進事業（※1 旧 学校支援地域本部事業）を開始し、教育委員会事務局に地域と学校をつなぐ連絡・調整者として統括コーディネーターを配置しています。統括コーディネーターは、総合的な学習の時間等で活用できる、出前授業に対応する企業やNPO等の情報や、職場訪問・職場体験の協力を得られる事業者等の情報を収集し、学校への情報提供や出前授業等の申込の受付、連絡・調整等を行っています。</p> <p>(2)平成29年度からは、各校の実情に応じた支援が行えるよう、地域学校協働本部（旧 学校支援地域本部）を各校に順次設置し、設置校には地域コーディネーターを配置しています。各校の地域コーディネーターは、学校のニーズに応じて、地域ボランティアを募集し、支援活動（※2）の調整や出前授業の依頼・調整を行っています。また、活動の様子等を学校、保護者、地域に知らせる広報活動も行っています。</p> <p>教育委員会事務局では、地域コーディネーターの育成と地域コーディネーター相互の連携・情報共有を図るため、研修・視察等を実施しています。</p> <p>※1 令和元年度から、国・都の動向に合わせ、名称を変更しました。 ※2 支援活動事例：校外学習の付き添い、作品展の掲示作業、校内装飾、花壇整備、登下校見守り等</p>
根拠法令等	社会教育法

事業実績	
実績・成果（数値も記入）	<p>(1)企業・NPO等の協力による出前授業は、児童や生徒が豊かな体験ができるよう、キャリア教育や食育等、豊富なメニューから、学校が選択できるようになっており、児童・生徒のよりよい教育環境の一助となっています。</p> <p>【登録講座件数】 平成29年度：189件 平成30年度：198件 令和元年度：202件 【実施講座件数】 平成29年度：46件 平成30年度：56件 令和元年度：45件 【実施講座延べ件数】 平成29年度：117件 平成30年度：141件 令和元年度：198件</p> <p>(2)平成29年度から地域学校協働本部を順次設置しています。</p> <p>【設置校】平成29年度：小学校4校 平成30年度：小学校2校、中学校3校 令和元年度：幼稚園2園、小学校4校、中学校3校 （合計 幼稚園2園、小学校10校、中学校6校）</p>

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
平成30年度	12,129	4,043	0	8,086	0	0	-1	0	12,128	11,329	93.41%
令和元年度 (平成31年度)	15,837	5,301	0	10,536	0	0	-17	0	15,820	14,505	91.69%
令和2年度 (平成32年度)	16,528	5,570	0	10,958	0	0	-	-	-	-	-
事業費から見た事業の状況	各校に地域学校協働本部を順次設置していることから、事業費は増加していますが、アカデミー単位で幼・小・中学校を一体的に支援する体制をつくるなどの工夫をし、コスト削減につながるよう考慮しています。 【地域コーディネーターの報償費】1校当たり518,400円が上限（ただし近隣小・中学校の一体的支援の場合は2校で777,600円、アカデミーの場合は1,036,800円）										

所管課による項目別自己評価		
項目	評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	4	統括コーディネーターや地域コーディネーターが各校のニーズに沿った出前授業や支援活動をコーディネートすることで、地域が学校をサポートする多様な仕組みが構築されています。それにより、子どもたちと地域との関わりもさらに増え、地域と学校が一体となって子どもたちの学びや成長を支えることができています。
事業の効果性	4	多様な地域の人材が学校に関わる活動を通して、地域と学校との交流が増え、相互の信頼関係も深まり、子どもたちの幅広い人間関係づくりに効果がみられます。また、研修等で地域コーディネーター相互の連携・情報共有を図ることで、地域コーディネーター同士の関係づくりや意識の向上にも効果がみられます。
手法の効率性	4	出前授業等の情報をまとめた「みなと学校支援情報」を作成し、各幼稚園及び小・中学校に提供しています。また、地域コーディネーターを配置し、地域や学校と連絡・調整することにより、各校の要望に沿ったきめ細かな学校支援ができています。
区が実施する妥当性	5	文部科学省の「学校を核とした地域力強化プラン」(平成27年度)により、各自治体における地域と学校の連携・協働体制の構築や地域学校協働活動の推進が求められているため、区が実施することは妥当です。
事業継続の必要性	5	上記の妥当性に加え、平成29年の社会教育法改正により「地域学校協働活動」が法律に明記されたことにより、地域と学校の繋がりの重要性がより明確なものとなりました。また、今後の児童・生徒数の増加やコロナ禍での多様な教育活動の創出等により、新たな学校のニーズも想定されるため、事業の継続は必要です。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価	
一次評価 (所管課による自己評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	港区の大きな特徴である豊富な人材資源、多様な地域団体、社会貢献を望む多くの企業等を活用することにより、児童及び生徒に対し、専門的で豊富な出前授業等を提供することができています。多くの地域人材が学校教育に関わることにより、教育力の向上にもつながっています。また、これまで学校が担っていた取組を、地域コーディネーターが調整し、地域ボランティアの参画による支援活動を行うことで、学校や教員をサポートすることができ、教員が子どもたちと向き合う時間も増えています。 今後は、児童・生徒数の増加やコロナ禍での多様な教育活動の創出により、各校の実情に応じた新たなニーズも想定されるため、引き続き、地域人材等を生かした、地域と学校が連携・協働した活動ができる体制づくりを進めていきます。
二次評価 (教育委員会による評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	港区の地域資源が有効に活用されていること、地域コーディネーターの配置が着実に進められ、育成や連携が図られていることが評価できます。今後も港区の豊かな人材や地域資源を生かした活動を期待します。 学校と地域が連携を図る中で、アカデミーの役割を充実していくことが重要であると考えます。 この事業が、子どもたちのキャリア形成にどのような効果や影響をもたらしているか、事後アンケートを取るなど、中長期的なデータ収集について検討すべきと考えます。

(総合評価基準)

拡充: 事業内容(規模や範囲等)の拡大や充実の必要性があるもの

継続: 同様の事業内容で実施していくべきもの

改善: 事業内容(規模や範囲等)の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止: 事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性
<p>○地域の人材や企業等の協力を得て、各校のニーズに沿った、質の高い出前授業や職場訪問・職場体験の情報を各幼稚園、小・中学校に提供し、子どもたちの多様な教育活動を充実させます。また、過去の実績データから、学校が必要とする出前授業の分野を検証し、ニーズの高い分野の開拓に努めていきます。</p> <p>○地域学校協働本部は、地域の特性を踏まえた学校との連携・協働がより一層図れるよう、今後も各校単位だけでなく、アカデミーの良さを生かし、アカデミー単位の設置も進めていきます。</p> <p>○地域コーディネーターに対しては、活動の趣旨をより深く理解していただくとともに、地域コーディネーター相互の交流を通して、連携・協力が図れるよう、研修を充実させ、資質の向上を図っていきます。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響により、学校のニーズが広がることも想定されるため、引き続き、各校の実情に沿った活動が行えるよう、各地域学校協働本部の支援に努めていきます。</p>

「学校支援地域本部事業（地域学校協働推進事業）」に関する意見

評価委員名：森嶋 昭伸

- ・本事業に港区として積極的に取り組んでいることが、事業内容・事業実績から十分うかがえると評価します。特に、地域コーディネーターの配置は、本事業を推進するうえで重要であり、今後もさらなる配置とその活用を進めてほしいと考えます。
- ・本事業の一層の発展のためには、事業の内容や所管課の一次評価でも記されているように、地域コーディネーターの人材の発掘と活用、その指導力の向上、地域コーディネーター間の情報交流、統括コーディネーターとの連携、そして学校・地域との緊密な連携を図っていくことが必要と思います。その際、港区においてはアカデミーの存在意義とその役割をさらに充実していくことが重要ではないかと考えます。

評価委員名：渋谷 恵

- ・港区においては、統括コーディネーター、地域コーディネーターを中心に、地域学校協働本部の活動を支援する体制ができています。特徴的な事業である出前事業については、企業・NPO等との協力体制が構築されており、実施件数、実施内容からみても充実した活動ができていていると考えます。港区の地域のリソースが十分に活用されている事業であり、継続的な展開を期待します。またアカデミー単位で小中学校を一体的に支援する体制づくり等、効率化と充実のための試みも高く評価できます。
- ・学校と地域の協働という観点から、地域による学校支援に加えて、地域と学校で課題やニーズを共有し、地域の子どもたちの教育を共に構想し、協働で活動を行っていく方向性も考えられます。学校支援地域本部は、「社会に開かれた教育課程」の検討に向けて「これからのよりよい社会を創るよりよい学校教育とは」「これからの社会を創っていく子供たちが身に付けるべき資質・能力とは」「目的を達成するために、どのように社会との連携・協働を行っていくか」という問いを地域と共有し、連携・協働を模索する場ともなりえます。港区の豊かな人材と資源を生かした港区らしい協働が今後ますます展開することを期待します。

評価委員名：末松 裕基

- ・本事業を通じて、地域コーディネーター育成と地域コーディネーター相互の連携の向上が図られている点が評価できる。
- ・また、各校の要望にそったきめ細かな学校支援もなされており、今後も港区の特徴である多様で豊富な人材や地域資源を活かして、さらなる活動の充実を期待したい。

評価委員名：葉養 正明

- ①地域学校協働活動推進事業は、港区の豊富な社会資本を生かした取組みとして発展できる可能性が高いと思いますが、学校の多機能化、それを通しての学校全体の力の向上、教育の質の豊かさなどにどう結びつくか、という視点が大事になってくると思います。
- ②つまり、子どもの学習意欲の変化、将来のキャリアへの意識の変化などの今後に渡る中長期的なデータ収集の取組みをまず始めるなどの検討はできないでしょうか。

計上計画等種別	年度版			
港区スポーツ推進計画	30～32	50		
港区の教育	R2	116		

事業名	地域スポーツ教室の開催			
評価対象事業年度	令和元年度（平成31年度）	事業開始年度	—	
所属	教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課			

事業概要	
事業の目的	スポーツを通じた地域コミュニティの活発化と多世代の人々の交流を促進するため、身近な学校施設を拠点として、地域の人々が様々なスポーツを体験するきっかけの場を提供します。
事業の対象	種目により対象年齢が異なりますが、原則として誰でも参加できます。
事業の内容 (進捗状況)	<p>地域スポーツ教室は、「港区スポーツ推進委員」が計画・立案を行っています。地域の身近な学校施設を拠点として、地域の実情に応じたスポーツ教室を、地区ごとに年間8回程度実施し、地域住民の交流とスポーツ振興を図っています。</p> <p>また、地域スポーツ教室は参加無料の体験型教室で、多様な年代が参加しスポーツを体験できるよう、ニュースポーツやレクリエーションなど、新たな種目の採用を推進します。種目は、各地域の実情に応じて決定し、年間を通して複数の種目の開催に努めます。</p> <p>なお、平成23年度から、高齢者や障害者が参加可能な種目を積極的に取り組んでいます。</p> <p>※「港区スポーツ推進委員」とは、「港区スポーツ推進委員に関する規則」に基づき、中学校区ごとに青少年対策地区委員会から推薦を受け、港区教育委員会が委嘱する非常勤公務員です。令和2・3年度は29名が委嘱され、多様なスポーツの実技指導だけではなく、自ら事業を企画運営し、地域スポーツ活動を推進しています。</p>
根拠法令等	スポーツ基本法第2条

事業実績																																											
実績・成果 (数値も記入)	【令和元年度実績】																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>回数</th> <th>人数</th> <th>地域</th> <th>回数</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>御成門</td> <td>5回</td> <td>54人</td> <td>港南</td> <td>5回</td> <td>174人</td> </tr> <tr> <td>高松</td> <td>9回</td> <td>220人</td> <td>六本木</td> <td>9回</td> <td>244人</td> </tr> <tr> <td>白金</td> <td>12回</td> <td>222人</td> <td>赤坂</td> <td>5回</td> <td>161人</td> </tr> <tr> <td>高陵</td> <td>10回</td> <td>183人</td> <td>台場</td> <td>12回</td> <td>643人</td> </tr> <tr> <td>青山</td> <td>10回</td> <td>118人</td> <td>全体運営</td> <td>6回</td> <td>103人</td> </tr> <tr> <td>三田</td> <td>3回</td> <td>118人</td> <td>合計</td> <td>86回</td> <td>2,240人</td> </tr> </tbody> </table>	地域	回数	人数	地域	回数	人数	御成門	5回	54人	港南	5回	174人	高松	9回	220人	六本木	9回	244人	白金	12回	222人	赤坂	5回	161人	高陵	10回	183人	台場	12回	643人	青山	10回	118人	全体運営	6回	103人	三田	3回	118人	合計	86回	2,240人
	地域	回数	人数	地域	回数	人数																																					
	御成門	5回	54人	港南	5回	174人																																					
	高松	9回	220人	六本木	9回	244人																																					
	白金	12回	222人	赤坂	5回	161人																																					
	高陵	10回	183人	台場	12回	643人																																					
	青山	10回	118人	全体運営	6回	103人																																					
	三田	3回	118人	合計	86回	2,240人																																					

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
平成30年度	3,459	1,609				1,850			3,459	3,311	95.72%
令和元年度 (平成31年度)	3,366	1,866				1,500			3,366	3,318	98.57%
令和2年度 (平成32年度)	3,268	1,569				1,699			3,268	—	—
事業費から見た 事業の状況	<p>令和2年度の事業費の内、3,028千円は指導員等の報償費です。平成23年度からスポーツ振興くじ助成金の交付を受けており、今後も活用します。</p> <p>引き続き、参加者のニーズを把握し、限られた経費の中で効果を発揮できるよう、港区スポーツ推進委員と連携しながら種目や内容を工夫して実施します。</p>										

所管課による項目別自己評価		
項目	評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	5	高齢者や障害者の方も参加できる種目を積極的に取り入れ開催しており、様々なスポーツを体験するきっかけの場の提供として効果を発揮しています。参加者は年々増加しており、身近な場所で気軽にスポーツを体験するきっかけの場の提供に適合しています。
事業の効果性	4	地域住民が、身近な場所で気軽に様々なスポーツを体験することができる場を提供することや生涯を通じてスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりを進めることで、スポーツ活動の参加支援を担っています。地区によって教室の開催回数の偏りがあるため、年間8回の開催ができるよう、場所の確保や周知等、支援を行います。
手法の効率性	4	港区スポーツ推進委員が主体となり、幅広い年代の方が参加できる教室を地域に身近な学校で開催していることや、スポーツ振興くじの助成金を活用していることから、手法は妥当かつ効率的です。ただし教室によっては参加者が少ないため、各地域のニーズに応じた種目を取り入れるなど、工夫が必要です。
区が実施する妥当性	5	地域コミュニティの活性化と多様な人々の交流を促進するため、子どもから高齢者まであらゆる世代や障害のある方など多岐にわたり、スポーツを推進する必要があることから、区が港区スポーツ推進委員と連携して、事業を実施することが重要です。
事業継続の必要性	5	子どもから高齢者まであらゆる世代の誰もが、ライフステージに応じて身近な場所で気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めるために、事業の継続が必要です。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価	
一次評価 (所管課による自己評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	<p>地域スポーツ教室は、地域の学校施設を拠点として、各地域ごとに概ね年間8回の開催目標を達成できており、身近な場所で気軽に様々なスポーツを体験するきっかけの場になっています。また、平成23年度からスポーツ振興くじ助成金の交付を受けていることで、約55%の経費削減が図れています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため事業を中止していた期間にも区民から再開を望む声が多く、身近な場所で気軽にスポーツを体験するきっかけの場を提供していく必要があることから、本事業を継続していきます。</p>
二次評価 (教育委員会による評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	<p>本事業はスポーツを通じた地域コミュニティの形成・発展に寄与しており、地域住民から評価されていることが伺えます。今後、参加人数を増やすことも大切ですが、高齢者や障害者に配慮したスポーツ教室の実施も重要だと考えます。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策のため、活動の場となる小中学校の校庭や体育館等の利用において、多人数・多種目のスポーツ活動の実施が困難な状況となっていることから、新しい生活様式にあわせて、内容の充実を図ることが望ましいと考えます。</p> <p>現在のスポーツ教室は、単発で活動を完結してしまうことが多く、参加者の継続したスポーツ活動につながるよう、多様な主体と連携して検討する必要があります。</p>

(総合評価基準)

拡充：事業内容（規模や範囲等）の拡大や充実の必要性があるもの

継続：同様の事業内容で実施していくべきもの

改善：事業内容（規模や範囲等）の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止：事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性
<p>○今後の地域スポーツ教室の実施については、高齢者や障害者が参加しやすい競技を取り入れるなど、より多くの人が気軽にスポーツを楽しめる場を提供します。あわせて、スポーツ教室の発展にむけて、情報発信力の強化、地域ニーズを取り入れた教室の実施、新しい生活様式にあわせた手法の検討を行います。</p> <p>○現在、スポーツ教室の開催に伴う周知は、チラシやポスター、区役所ホームページの掲載に限られています。新たにTwitterやLINE等のSNSを活用し、情報発信力の強化を行います。また、各教室の参加者の増加や、さらなる地域コミュニティの発展に寄与できるよう、青少年対策地区委員会にスポーツ教室に対する意見を伺うなどして、各地域のニーズを取り込んだ教室を実施します。</p> <p>○スポーツをするきっかけの場となっているスポーツ教室を継続したスポーツ活動につなげていくため、連続した講座の企画・実施に取り組みます。あわせて、六本木、高松、青山地区の総合型地域スポーツ・文化クラブの活動をスポーツ教室の参加者に周知し、継続したスポーツ活動につなげます。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響により、参集による多人数のスポーツ活動の実施が困難な状況にあることから、オンラインを活用した教室の開催など、新たな手法を検討します。</p>

「地域スポーツ教室の開催」に関する意見

評価委員名：森嶋 昭伸

- ・本事業では限られた予算を有効に活用し、港区スポーツ推進委員の計画・立案により、アカデミーごとに地域のニーズに応じた事業内容を展開しており評価します。
- ・他方、現在のコロナ禍の状況、さらに高齢者の増加や障害の多様化などを考慮するとき、対面型のスポーツ教室の開催のほかに、例えばリモートスポーツ教室や動画配信など新たな取組を進めることも今後の課題であると考えます。

評価委員名：渋谷 恵

- ・地域スポーツ教室は、豊かで健康的な人生のために誰もが参加して楽しむことができる活動の場であり、区としての取組みの継続が重要な事業と考えます。各地区とも活発に活動がなされており、一定の参加者数があります。平成23年度から、高齢者や障害者が参加可能な種目を取り入れる等、包摂性に配慮した事業運営がなされている点も高く評価できます。多様な年代、多様な特性を持った方が参加できるよう、種目の選定、場所や時間の設定の検討を引き続き希望します。
- ・地域スポーツ教室には、多世代間の交流、地域コミュニティの活性化を促進する役割も大きく期待されています。幅広い層に向けた広報、学校や大学、企業との連携による活動等、今後の展開に期待しています。

評価委員名：末松 裕基

- ・新型コロナウイルスの影響で、オンライン化による地域スポーツ活動の状況や課題、特に高齢者の活動にどのような影響が出ているのか、今後も丁寧に把握してほしい。
- ・たとえば、必要なインフラ整備のあり方、活動の前後も含めたコミュニケーションの場や機会の質の変化、感染リスク等への対応のあり方などに関して、どのような問題や課題が生じているか、現在、教室への参加を控えざるをえない人たちも含めて把握し対応を検討してほしい。

評価委員名：葉養 正明

高齢者や障がい者等を含め、幅広い住民対象の地域スポーツ推進は極めて大事だと思います。低料金でのサービスとして。
今後も引き続き事業展開されるよう期待します。

計上計画等種別	年度版			
港区立図書館サービス推進計画	30～32	36		
港区子ども読書活動推進計画	30～32	44		
港区の教育	R2	145	189	

事業名	外国語資料の収集と提供、外国語資料の充実			
評価対象事業年度	令和元年度（平成31年度）	事業開始年度	平成18年度	
所属	教育委員会事務局教育推進部図書文化財課			

事業概要	
事業の目的	日本人にも外国人にも活用してもらうため、外国語資料を収集します。また、外国語資料を活用して、国際理解・異文化理解の機会を提供します。小学校での英語教育にも役立てていきます。
事業の対象	港区立図書館利用者
事業の内容 （進捗状況）	<p>(1)港区立図書館資料収集方針を基に、外国語図書、絵本、雑誌を収集し、提供しています。書店での現物確認、文学賞受賞作品、日本の小説の翻訳本、利用者のリクエスト、洋書専門書店の情報等を基に、区立図書館合同選書会を開催し、購入図書を決定しています。 【港区立図書館資料収集方針（外国語図書）】 区民等の利用が見込まれる、各国の言語で書かれた外国語資料を収集する。また、日本文化の理解を促進する資料や日本語学習の参考となる資料を収集する。</p> <p>(2)図書館が所蔵する外国語資料を活用して事業を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語多読コーナーの設置 お薦めの読み物等を0～7のレベル毎に紹介、多読ガイドとして学習法の図書も紹介 ホームページでも同様にレベル毎に紹介 ・対訳本コーナーの設置 ・英語のおはなし会（外国人講師等による） ・インターナショナルスクールへの出張読み聞かせ&ブックトーク（日本語と英語） ・大使館との連携事業 大使館員による解説付きの映画会、大使館の図書館長による講座等 ・「世界ともだちプロジェクト」で割り振られた国に関する資料の展示 ・外国の教科書展示（Oxford reading treeを概要とともに展示）
根拠法令等	図書館法、港区立図書館条例

事業実績																																								
実績・成果 （数値も記入）	(1)外国語図書数（令和元年度末）																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>合計</th> <th>英語</th> <th>仏語</th> <th>中国語</th> <th>ハングル</th> <th>独語</th> <th>伊語</th> <th>西語</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蔵書数</td> <td>31,303</td> <td>26,866</td> <td>1,181</td> <td>1,151</td> <td>758</td> <td>695</td> <td>229</td> <td>196</td> <td>227</td> </tr> <tr> <td>貸出数</td> <td>53,773</td> <td>51,510</td> <td>515</td> <td>974</td> <td>389</td> <td>200</td> <td>64</td> <td>106</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>予約数</td> <td>9,840</td> <td>9,358</td> <td>104</td> <td>172</td> <td>156</td> <td>29</td> <td>13</td> <td>8</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		合計	英語	仏語	中国語	ハングル	独語	伊語	西語	その他	蔵書数	31,303	26,866	1,181	1,151	758	695	229	196	227	貸出数	53,773	51,510	515	974	389	200	64	106	15	予約数	9,840	9,358	104	172	156	29	13	8
	合計	英語	仏語	中国語	ハングル	独語	伊語	西語	その他																															
蔵書数	31,303	26,866	1,181	1,151	758	695	229	196	227																															
貸出数	53,773	51,510	515	974	389	200	64	106	15																															
予約数	9,840	9,358	104	172	156	29	13	8	0																															
	<p>(2)事業実施数及び参加人数（令和元年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語のおはなし会 実施回数:21回 参加者数:616人 大使館との連携状況 ・カナダ大使館、フランス大使館、ウクライナ大使館、ジョージア大使館、旧東京ドイツ文化センター、台湾文化センター等 <p>その他内訳:ロシア語、ポルトガル語、デンマーク語、ペルシャ語、ヘブライ語、ハンガリー語、フィンランド語、ギリシャ語、チェコ語、ノルウェー語、ルーマニア語等</p>																																							

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
平成30年度	3,265	3,265							3,265	2,563	78.50%
令和元年度 (平成31年度)	3,197	3,197							3,197	2,896	90.58%
令和2年度 (平成32年度)	5,314	5,314					-	-	-	-	-
事業費から見た 事業の状況	外国語図書の購入経費は、新刊図書購入経費の約5%です。令和2年度・3年度は、新三田図書館用の資料を購入するため、事業費が増加します。										

所管課による項目別自己評価		
項目	評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	5	外国語資料の収集や資料を活用した事業を実施することは、社会教育の一環として、国際理解・異文化理解の機会を提供するという目的に合致しています。英語の多読、対訳本コーナーの設置、英語のおはなし会等の図書館資料を活用した取組は目的にふさわしい内容です。
事業の効果性	4	英語多読コーナー等の展示方法の工夫等により貸出数が伸びています。英語のおはなし会には、毎回多くの子ども(日本人、外国人)が参加しています。大使館との連携などは、港区の図書館ならではの取組として効果をあげています。令和4年4月開設の新三田図書館においても一層効果を上げるよう取り組みます。
手法の効率性	4	収集方針に基づく選書、大使館との連携やボランティアを活用した事業の展開等効率的に実施しています。今後は、新たに電子書籍による提供、可能な範囲での所蔵資料のデジタル化による提供も検討していきます。
区が実施する妥当性	5	公立図書館として、外国語資料を収集し、資料の貸出や資料を活用した事業を実施する必要があります。事業内容も、英語のおはなし会にボランティアを活用するなど、公共性が高く、大使館との連携の点も行政の取組として評価できます。
事業継続の必要性	5	外国人や語学を学びたい誰もが、気軽に利用できる図書館で利用者に提供されるサービスとして継続していく必要があります。利用者の評判もよく、国際都市の図書館として引き続き取り組んでいく事業です。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価	
	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
一次評価 (所管課による自己評価)	<p>外国籍住民数は、令和2年4月1日現在、20,587人、区人口の7.9%となっています。蔵書数に対する年間の貸出回数は約1.7回、英語に限定すると約1.9回となります。図書資料全体の蔵書数に対する年間の貸出回数は約1.7回で、特に英語資料に関しては活用されていることが分かります。また、英語のおはなし会は、毎回多くの利用者が参加し好評です。</p> <p>ユネスコの多文化図書館宣言等も参考としながら、図書館の多文化対応、多言語対応を充実させていきます。学校図書館等への団体貸出にも外国語資料のニーズが高まることが予想されます。</p> <p>引き続き、「港区立図書館資料収集方針」に基づき外国語資料を収集するとともに、資料を活用した事業を実施する必要があります。</p>
二次評価 (教育委員会による評価)	<p>○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止</p> <p>外国語資料の活用を起点として、人々の交流が生まれ、異文化理解が進みます。今後も、地域のボランティア、大使館等の港区ならではの地域資源を生かして、取組を着実に継続していくことが望まれています。</p> <p>外国語資料の提供は、多文化サービスと位置付け、外国籍の利用者向けに「やさしい日本語」に関する資料を提供したり、やさしい日本語による対応をしたりするなど、資料収集以外の図書館サービスの充実を図ることも重要です。</p> <p>電子書籍の導入や所蔵資料のデジタル化による提供を実施するとしても、引き続き、紙媒体での情報の提供は重要であり、従来どおり継続して取り組んでいく必要があります。</p>

(総合評価基準)

拡充：事業内容（規模や範囲等）の拡大や充実の必要性があるもの

継続：同様の事業内容で実施していくべきもの

改善：事業内容（規模や範囲等）の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止：事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性
<p>外国語資料の収集・活用、大使館等との連携、ボランティアの参画などを通じて、外国語資料をきっかけとした国際理解・異文化理解の機会を充実させるよう取り組んでいきます。具体的には、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用実績、事業実績を踏まえながら、外国語図書、絵本、雑誌を収集し、提供します。 ○外国語資料の収集は、目的をもち、収集の基準をもって行います。 ○外国語資料を活用し、各種の事業を実施します。 ○区内の大使館、外国の文化センターと連携して実施している各種の事業を充実させます。 ○大学・高校・中学校・小学校・幼稚園等の教育機関、児童館、保育園、インターナショナルスクール等と連携し、出張講座、共同の事業を充実させます。 ○令和3年度に電子書籍サービスを導入します。外国語の電子書籍も収集し、提供します。電子書籍の中は、ネイティブの発音で、話す速度や音の調節をできるものもあり、外国語学習を深める効果が期待できます。 ○令和4年4月、三田図書館が芝五丁目複合施設「札の辻スクエア」に移転します。新施設には、区の産業振興の拠点である産業振興センター、民間連携床が併設されます。三田図書館では、ビジネス支援機能を充実させ、外国籍の利用者の利用、外国語資料を活用したビジネス支援も考慮して資料の収集・活用を図ります。

「外国語資料の収集と提供」に関する意見

評価委員名：森嶋 昭伸

- ・国際化に富む港区の特性からみて、区独自のユニークな取組として評価できます。今後の方向として、図書館の多文化対応、多言語対応の充実を目指していることも適切であると考えます。
- ・所蔵資料のデジタル化による提供の検討も理解できます。その際、区民の図書館という役割を考えると、高度な専門書よりも一般的な書籍や会話のためのCD・DVDなどの資料が有効ではないかと考えます。また、すでに行われているかも分かりませんが、外国語資料だけでなく「やさしい日本語」に関する資料等の充実も重要であると思います。

評価委員名：渋谷 恵

- ・外国語資料の充実は、言語的・文化的背景が多様な住民のニーズに応える観点から、また誰もが多様な言語や文化の豊かさに触れることができ、文化的多様性を尊重する態度を育んでいく観点からも重要です。特に外国籍住民、大使館や海外企業も多く、多文化経験を持つ住民も多い港区においては、大変意義のある事業と考えます。港区ならではの先進的な取組みが可能な事業であり、今後の事業の拡充を希望します。
- ・図書館では、外国語資料の収集と合わせて、英語でのお話会、インターナショナルスクールや大使館との連携、外国教科書の展示等も行われています。事業を拡充する際には、こうした活動を図書館の「多文化サービス」として、より広い観点から位置づけることで、地域における多文化対応、グローバル化対応に資する重要な事業になると考えます。学校における国際理解教育や語学学習、企業や地域におけるダイバーシティ理解等につながる展開も想定できます。一次評価で言及いただいたように、ユネスコの「多文化図書館宣言」等を検討いただき、港区の特徴を活かした多文化サービスの充実を期待します。

評価委員名：末松 裕基

- ・本事業を通じて、利用者にとっての利便性が向上していることに加えて、図書館利用を通じて様々な交流や異文化理解の機会が展開し、充実していることがよくわかり評価できる。
- ・今後も利用者に加えて、ボランティアや関係者の声、想いを掬いながら、港区ならではの学習環境づくりにつとめてほしい。

評価委員名：葉養 正明

①コロナ対応もあって、子ども一人一台の整備計画が急ピッチで進む可能性があり、電子教科書の導入などの検討も進むので、図書館を情報図書館として位置づける検討も重要な時期に来ているように思われますが。

資料Ⅰ 点検及び評価の経過

時 期	内 容	実施概要
<資料発送> 令和2年8月24日(月)	第1回評価会議 (書面会議)	・評価委員の委嘱 ・評価対象事業の抽出 ・評価方法、スケジュールの確認
令和2年9月17日(木)	9月教育委員会 定例会	・評価対象等の審議 (評価対象事業の決定)
令和2年10月23日(金)	第2回評価会議	・教育委員会事務局自己評価の 提示、ヒアリング
令和2年12月8日(火)	第3回評価会議	・各事業に対する評価委員の 意見の提示 ・評価委員と教育委員との意見 交換 ・令和元年度点検及び評価に対 するその後の取組の点検
令和3年1月12日(火)	1月教育委員会 定例会	・点検・評価報告書(案)の審議
令和3年1月20日(水)	区民文教常任 委員会	・点検・評価報告書の報告

資料Ⅱ 評価委員

点検及び評価の実施に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図り、4人の評価委員から意見をいただきました。

氏名	肩書(役職)
森嶋 昭伸	元日本体育大学児童スポーツ教育学部教授
渋谷 恵	明治学院大学心理学部教授
末松 裕基	東京学芸大学教育学部准教授
葉養 正明	東京学芸大学名誉教授

資料Ⅲ 実施要綱

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

平成21年3月18日
20港教庶第1618号

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、港区教育委員会(以下「委員会」という。)が実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、「港区基本計画」、「港区学校教育推進計画」、「港区生涯学習推進計画」、「港区スポーツ推進計画」、「港区立図書館サービス推進計画」、「港区子ども読書活動推進計画」及び「港区の教育」に掲載された主要施策及び教育施策上の重要課題とする。

(点検及び評価の実施)

第3条 委員会は、毎年度、前年度の前項に規定する事項について点検及び評価を実施する。

2 評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する者を評価委員とし、その知見の活用を図る。

(報告等)

第4条 委員会は、別記様式1により、点検及び評価結果の報告書を作成し、港区議会に報告し公表する。

(委任)

第5条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年3月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年10月12日から施行する。

<参考>

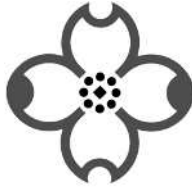
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

区 の 木



ハナミズキ
ミズキ科
北米原産 外来種
落葉広葉樹

区 の 花



アジサイ
ユキノシタ科
日本（関東南部）原産
落葉広葉樹 1.5~2.0m



バラ
バラ科
日本、中国、欧州原産
常緑落葉低木つる



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号

2020181-7220

令和2年度（2020年度）港区教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価（令和元年度分）報告書

令和3（2021）年1月

発行：港区教育委員会

編集：港区教育委員会事務局教育推進部教育長室

港区芝公園一丁目5番25号

03-3578-2111（代表）



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。